

かとう知っところ情報 (第 114 版)

ホームページ・Instagram・Facebook でも情報発信中！

発行日：令和 5 年 11 月 20 日

発行：加東市商工会

電子帳簿保存法 対策セミナーの実施について【受講無料】

令和 5 年 10 月からインボイス制度が開始し、また電子帳簿保存法への対応準備も求められます。令和 4 年に義務化されてから、2 年の猶予期間が間もなく終了となります。電子帳簿保存法についての概要と、実際に事業者が取り組むべき電子取引について、セミナーで説明をいたします。

- ◆日時：令和 5 年 12 月 6 日(水) 14:00~16:00
- ◆会場：加東市商工会館 2 階 大会議室(加東市社 717-1) 定員 25 名
- ◆講師：兵庫太和税理士法人 明石営業所 所長税理士 川淵 佳子 氏
- ◆内容：1.電子帳簿保存法の概要
2.電子取引とは
3.小さな会社が注意すべきポイント
4.電子帳簿保存法の最新情報
5.実務を行う上での注意点



- ◆申込：下記 URL に掲載の申込書に必要事項をご記入のうえ、ファックス、メールまたは電話で 12 月 1 日(金)までにお申し込みください。
- ◆お問い合わせ：加東市商工会 業務推進課 谷川・阿江
TEL 0795-42-0253 FAX 0795-42-2299 Mail tanigawa@katosci.or.jp
URL <https://www.katosci.or.jp/archives/5059>

事業計画書等を作成したい事業所向け個別相談会

皆様の事業計画作成のお手伝いをします。経営革新計画、事業継続力強化計画、各種補助金の申請書作成について行政書士がアドバイスします。社長、後継者の皆様、おひとりでも悩まずに是非ご相談ください。

日時：毎週金曜日

講師：行政書士 藤岡 勝雅 氏

(藤岡行政書士事務所 代表) ※要予約制

【お問合せ・申込】加東市商工会 経営支援課

TEL：0795-42-0253

事業資金のご相談は加東市商工会へ

加東市商工会では、日本政策金融公庫の融資等について斡旋指導を行っています。運転資金や設備資金、開業資金でお困りの方は、ぜひ一度商工会へご相談ください。

例えばこのような資金用途でお困りの場合
「運転資金」仕入資金、諸経費の支払い等
「設備資金」営業車両、機械設備の購入等

【お問合せ・申込】加東市商工会 経営支援課
TEL：0795-42-0253

「商工会員増強運動」実施中！

加東市商工会では、組織力の強化を図るための会員増強運動に取り組んでいます。まだ商工会に加入されていないお知り合いの事業所の方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。後日、商工会の事業概要説明にお伺いさせていただきます。

【加入条件】原則、加東市内に事業所または自宅を有している事業所

【メリット】◆経営計画書作成指導(持続化・ものづくり・創業補助金)

◆セミナー開催(経営強化・人材育成等)

◆専門家派遣(年 3 回まで無料)

◆金融相談(低利融資・一般貸付等)

◆税務・経理相談、労務相談

◆各種共済保険制度の取り扱い(火災共済・経営セーフティ共済・小規模企業共済等)

【お問合せ】加東市商工会 TEL:0795-42-0253

年収の壁・支援強化パッケージのご案内について

厚生労働省では、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しするための支援が行われています。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

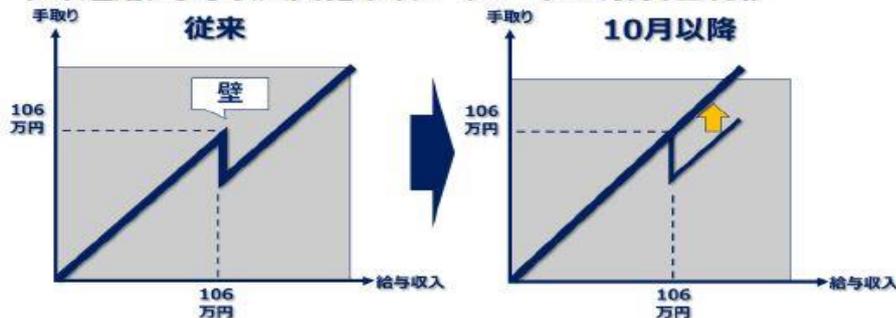
パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**^(※)を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援をします。**

(※)・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。**

<パッケージの適用による収入変化のイメージ> (106万円の壁の例)



【お問い合わせ】

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



令和5年度 加東市原油価格等高騰経済対策補助金

申請期間：令和5年8月1日(火)～令和6年1月31日(水)

◆補助対象者

- 令和5年3月以前から市内で事業活動を開始し、かつ、今後も事業を継続する意思があること。
また、次の①～③のいずれかに該当していること。
- ①中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、市内に事業所を有する中小企業者
※個人農家も該当する場合があります。
 - ②市内の農事組合法人又は集落営農組織
 - ③市内において医療・福祉サービスの事業所又は施設を運営する法人

◆補助対象経費(消費税を抜いた金額が対象)

- ①光熱費…市内にある事業所で使用される電気代・ガス代
- ②燃料費…市内にある事業所で使用されるガソリン・灯油・軽油・重油の購入費※ただし、販売目的の費用は対象外

◆補助金の額

1事業所あたり補助限度額50万円(千円未満切捨て)
令和5年1月から令和5年12月までのうち、任意の3か月の光熱費(税抜)及び燃料購入額(税抜)の合計額の20%(千円未満切捨て)の金額を支給。

◆申請方法

申請書類：加東市ホームページからダウンロード
申請方法：郵送による申請及び電子申請

【お問合せ】加東市原油価格等高騰経済対策補助事業事務局
電話：0795-27-8230
※平日10時～16時